

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果について

平成30年1月24日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山明子

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

- 1 監査の期間
平成29年10月1日から平成30年1月24日
- 2 監査の対象
平成28年10月1日から平成29年9月30日までに執行された平成28年度下半期及び平成29年度上半期分の財務に関する事務
- 3 監査の結果
別紙のとおり

平成28年度下半期及び
平成29年度上半期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の実施期間

平成29年10月1日から平成30年1月24日まで
なお、平成29年10月25日の実査を含む。

3 監査の対象

平成28年10月1日から平成29年9月30日までに執行された平成28年度下半期及び平成29年度上半期分の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に各所管に対し関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 平成28年度及び平成29年度の特定期間に係る保険財政の状況
- (2) 債権管理に係る事項
- (3) 市町村への補助金支出に係る事項
- (4) 平成28年度末から平成29年度当初にかけての基金の財務処理
- (5) 一般競争入札の執行状況
- (6) 随意契約の状況
- (7) 情報システム関連の契約に係る事項
- (8) 前回の定期監査において措置を求めた事項
- (9) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成28年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

6 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成28年度10月から平成29年9月までである。

事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。引き続き、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。

特に、平成28年度は、国庫補助金の確保に努め、中でも保険者インセンティブにおいては、全国の後期高齢者医療広域連合の中で最多の額を確保することができた。同制度は、広域連合による予防・健康づくりや医療費適正化の事業実施が、全国規模で展開されることを目的とした国の支援制度であるが、本広域連合のこれまでの取組が、全国でも高順位を獲得し、特別調整交付金に反映されたことは、安定した財政運営に向けた取組として評価できる。

一方、財務事務の一部に改善や検討が必要と認める事項もあり、これらの中には準備監査の時点で、すでに改善に向け着手している事項もあったが、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

(1) 措置を求める事項

ア 会計管理について

会計管理者印と預金通帳については、金庫内の同じ場所に保管されていた。効率性の観点から、行われていると推察されるが、より安全性を確保するためには、会計管理者印と預金通帳は別の場所に保管することが適切であるため、安全性を高めるための保管方法について考えられたい。

支出手続きのうち振込については、会計管理者印管理、預金通帳管理及び振込金額確認等の財務システム処理について、担当者への業務の集中が懸念される。内部統制による安全性をより向上させるため、常に複数の者の管理が入るよう方法を考えられたい。

イ 債権管理について

債権回収については、一括での支払いが困難な場合に分割納付の相談に応じている。債務者の支払い能力や資産状況を把握し、分納誓約書提出のうえ分割納付を認めている。

しかしながら、分割納付に関する明確な基準がなく、債務者の財産状態を十分に調査できているとは言い難い部分も見受けられる。今後、被保険者数の増加に伴い債権金額は増大することが予想されるため、改善策を考えられたい。

なお、事務処理上注意すべき軽微な指摘事項については、すでに事務局へ伝えており、対応済みの事項もあるが、引き続き改善に向けて取り組んでいただきたい。